

令和7年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年6月4日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月4日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	山 岸 美登利	6 番	飯 田 雅 広
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見
	9 番	三 浦 知 将	10 番	吉 田 正 昭
	11 番	富 田 さとみ	12 番	伊 藤 俊 一
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 策 推 進 室	室 長	小 島 昌 己	政 策 推 進 課 長	丹 羽 修 治
	総 務 部	部 長	鈴 木 孝 治	総 務 課 長	藤 下 真 人
		税 務 課 長	服 部 幸 太		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	健 康 推 進 課 長	後 藤 雅 幸
		こ ども 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮	保 険 医 療 課 長	山 田 尚 徳
	産 業 建 設 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	次 長 兼 ま ち づ 推 進 課 長	福 谷 光 芳
		土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光	次 長 兼 水 道 課 長	石 原 己 樹
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 次 長	舘 林 久 美
		教 育 課 長	兼 岩 英 樹		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所信表明
- 日程第4 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和6年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第29号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第30号 蟹江町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第31号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第32号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第33号 学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第34号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第35号 町道路線の一部廃止について
- 日程第13 議案第36号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第37号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第38号 令和7年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和7年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

西尾張シーエーテーヴィ株式会社より、本日及び代表質問並びに一般質問の撮影、放映許可がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用するいただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にも、お願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただくようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名いたします。

ここで、去る5月23日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、去る5月23日に開催されました、令和7年第2回6月定例会第1回議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

1、会期の決定について。

令和7年6月4日水曜日から6月24日火曜日までの21日間といたします。

2、議事日程について。日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

6月4日水曜日、本日午前9時。所信表明、議案上程、付託、精読を行います。全日程終了の後、全員協議会、終了の後、議員総会を行います。

5日木曜日午前9時。これは4日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

10日火曜日午前9時。総務建設常任委員会。付託事件審査、これは議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第34号、議案第35号の5件であります。その後、所管事務調査を行います。これは、今後の打合せとなっております。

同日の午後1時30分から、民生教育常任委員会。付託事件審査、議案第31号、以上1件であります。終了の後、所管事務調査。今後の打合せとなっております。

17日火曜日午前9時。代表質問。終了の後、一般質問。全日程終了の後、議会広報編集委員会。8月1日発行号の割り付け等になっております。終了の後、議会運営委員会。これは意見書等の取扱いについてであります。

18日水曜日午前9時。これは、17日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

24日火曜日午前9時。委員長報告、そして議案審議、採決。全日程終了の後、閉会をいたします。終了の後、議員総会を行う予定となっております。

3、総務建設常任委員会所管事務調査について。

6月10日火曜日、付託事件審査終了後に、今後の調査について打合せを行う予定となっております。

4、民生教育常任委員会所管事務調査について。

6月10日火曜日、付託事件審査終了後に、今後の調査について打合せを行うものであります。

5、代表質問について。

これは資料1を添付しておりますので、質問方式の詳細については、資料1をお目通しお願いいたします。

(1) 質問順序について。

①新風、志治市義議員。②新生クラブ、富田さとみ議員。③日本共産党、板倉浩幸議員。

(2) 質問場所について。

最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行ってください。

なお、質問は30分以内で行い、質問回数の制限はいたしません。

(3) 質問の通告について。

町長の所信表明の内容に則した質問とし、その質問の要旨を通告書様式により、初日の前日正午までに議長へ通告をお願いいたします。これは既に締め切られております。

(4) 代表質問を行うものは、同定例会会期中の一般質問を行うことはできません。

6、一般質問について。

これも同じく、資料1をお目通しお願いいたします。

通告書様式により質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告をお願いいたします。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。これも、既に締め切られており

ます。

質問の際の議員提出参考資料については、質問１日目の前々日の正午までに、議会事務局に電子データの提出をお願いします。質問当日にパネル等を使用する議員は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

７、意見書等について。

３月定例会以後、新たに提出された意見書（１）から（３）の取扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議を行うものであります。

（１）日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

（２）「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。

（３）高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書。

以上、３件であります。

８、その他。

（１）議会報告会について。

日にち、令和７年１０月２５日土曜日の予定となっております。

会場は、蟹江町産業文化会館、３階、会議室１・２・３を予定しております。

今年度は町民からの意見を聴く会として開催をいたします。時間等詳細は、議員総会で協議を行う予定でありますので、よろしくお願いいたします。

（２）議員総会の開催について。

６月４日水曜日、または６月５日木曜日の全員協議会終了後及び６月２４日火曜日、本会議終了後に開催し、議会報告会等について協議を行うものであります。

（３）議員普通救命講習会の開催について。

日時、令和７年６月２４日火曜日、午後１時３０分から午後４時３０分まで。

場所は、蟹江中央公民館の１階研修室の予定であります。

（４）議場に設置する鉢花について。

６月定例会会期中、蟹江町花き部会より提供されるブーゲンビリアの鉢花を、議場へ設置をするものであります。もう既に飾られておりますので、ご覧ください。

（５）緊急地震速報訓練について。

代表質問、一般質問の予備日、６月１８日水曜日午前１０時に、緊急地震速報訓練が実施される予定であり、同報無線及び庁舎内に放送が流れるため、会議中の場合は暫時休憩にて対応いたしますので、こちらをご協力をお願いいたします。

（６）蟹江町議会議員の請負の状況について。

蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び同条例施行規程の規定に基づき、令和６年度中の蟹江町に対する請負について、該当者は請負状況等報告書（様式第１号）を、６月３０日月曜日までに議会事務局へ提出をお願いします。

(7) 須成祭ポロシャツの着用について。

6月定例会において、全議員で須成祭ポロシャツを着用することといたしました。また、着用について、理事者側にも議長から申入れを行っていただきました。ただし、これは強制をするものではありませんので、寒いときなど体調等を考慮していただき、個人で判断をしていただければ、それで構いません。ご協力をお願いいたします。

私からは以上になります。

(13番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番武藤くるみさん、2番多田陽子さんを指名いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 「所信表明」を行います。

横江町長から所信表明の申出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

改めまして皆さん、おはようございます。

貴重なお時間を議長からお許しをいただきましたので、所信を述べさせていただきたいと思っております。

本日ここに、令和7年第2回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をいたします議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信の一端と、令和7年度の主要施策について申し述べます。

このたびは、町民の皆様から負託を受けることができ、6期目の町政運営を担わせていた

だくこととなりました。平成17年3月の初当選に感じた重責を、そしてその使命と責任の重さを改めて実感をし、身の引き締まる思いであります。町長就任以来、この20年間、町民の皆様との対話を第一に、全力で町の発展のために事業に取り組んでまいりました。初心を忘れることなく、これからも町民の皆様との対話を重視をし、さらなる蟹江町の発展に尽力をしてまいります。

さて、社会情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻が続いており、今なお多くの命が奪われ、武力によって平和な社会が脅かされております。1月には、アメリカ合衆国のトランプ大統領が再任をし、自国の保護主義を前面に打ち出しました。世界各国に対する相互関税の発表により、貿易が停滞する不安から株価の乱高下を招くなど、世界経済の先行きが不透明となっております。我が日本においても、全国的に人口減少が進む中で、円安基調や人手不足により物価や人件費の高騰に著しいものがうかがえます。また、令和6年元日の能登半島地震は記憶に新しいところではありますが、南海トラフ地震においても、初めての南海トラフ地震臨時情報の発表や、発生確率の引上げ、新たな被害想定が出されるなど、私たちの町の防災・減災対応により一層、緊張感が求められる状況となっております。

そうした中、2005年に愛知県で開催をされました、「愛・地球博」以来、国内では20年ぶりの開催となった大阪市「夢洲（ゆめしま）」での「大阪・関西万博」は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、日本全国へにぎわいの広がることが期待をされております。

私が町長として携わる20年の間に、政策方針は「観光・環境・改革」の3Kに、「健康・教育・国際・共生・子育て・高齢者・そして郷土」を加えて「10K」とし、様々な政策に取り組みながら、まちの魅力を高めてまいりました。

とりわけ、5期目の任期は、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たちの生命を脅かし、社会経済活動にも深刻な影響を与えました。ワクチン接種をはじめとした感染拡大防止対策や、国の交付金を活用した町民や事業者への経済対策など、町民の皆様のご生活環境を守るために、関係機関等と連携をし、全庁一丸となって感染症対策に取り組むことで苦難を乗り越えることができました。

また、こどもたちに外国の文化や言語、そして生活に直接触れる機会を提供し、未来の蟹江町を担う国際性豊かな人材を育成するため、平成22年にアメリカ合衆国イリノイ州マリオン市と姉妹都市提携を締結をし、双方向の交流が実現をしてから15周年を迎えることとなりました。

平成26年には、JR蟹江駅北側の桜地区の土地地区画整理事業により、新たな市街地を形成するとともに、令和3年には、JR蟹江駅自由通路及び橋上駅舎の供用を開始をし、南北の通行と駅利用が可能となるなど、駅周辺の活性化にも取り組んでまいりました。

令和6年には、少子・高齢化社会においても安心して暮らせる環境の整備、南海トラフ地

震等の大規模災害への備え、公共施設等の老朽化対策などが求められるなど、厳しい状況の中、町民の皆様や議員各位にご理解をいただき、平成5年度をもって廃止をされました都市計画税の再導入を実現することができました。この貴重な財源を活用して、都市計画事業や土地区画整理事業などの新たなまちづくりを着実に進めてまいります。

それでは、6期目の町政運営に当たる私のビジョンを申し述べさせていただきます。

6期目におきまして、新たな子育て支援の推進として、近年の気候温暖化の環境の中で、児童生徒の健康面に配慮をし、熱中症などの対策を考慮するとともに、災害発生時に地域の避難所として安心して利用いただくため、小中学校の体育館に空調設備の設置を順次進めてまいります。また、私立認定こども園との協働による新たな学童保育所の開設とともに、町民ニーズの高いゼロ歳から2歳児の受入れ枠を拡大するため、町立保育所の1施設を乳児専門の保育所として改修整備するなど、各種事業に取り組むことで、子育て政策を推進してまいります。

防災対策の充実といたしましては、町民一人一人の防災意識を高めるとともに、企業との連携をさらに深め、災害時における避難ができる場所や、人的・物的支援の拡充に取り組みます。また、当町から離れた地域の自治体へ広域避難ができるよう、連携・交流を深めるなど、防災力が高いまちづくりを目指してまいります。

地域の活性化につきましては、J R蟹江駅南の都市計画道路南駅前線の早期開通や、近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業による市街地整備の推進など、交通の利便性を生かしたまちづくりに取り組むことによって、日常生活における利便性が確保された良好な住環境の形成を図ってまいります。また、地域の活性化につながる観光の推進として、関係機関と連携をし、尾張温泉や佐屋川の釣り堀などの観光資源を生かしながら、プロモーション活動の実施をしてまいります。情報発信の強化では、広報誌や町ホームページに加え、公式LINEを新たに導入をいたします。イベント情報や暮らしに役立つ情報などの行政情報のほか、温泉、水郷の風景、そして須成祭をはじめとした当町の魅力を広く発信してまいります。

蟹江町は今年、町制施行136年を迎えます。全国でも名古屋市と同じく最も古い自治体の一つであります。先人の英知と努力でここまで進み、そのバトンを引き継ぎ、町政を担ってまいりました。順風満帆とはいかないまでも、日々町民の皆様との対話を重視をし、「まちづくり」を進めてまいりました。時代は、コロナ禍を経て大きく変化をしております。様々な分野でデジタル化が加速をし、利便性が向上する反面、少子・高齢化社会の到来による社会構造の変革が進んでおります。蟹江町を船に例えるなら、型は古くても、安心感、安定感は抜群です。引き継ぎ、「協働まちづくり」を基本理念に、町民の皆様と一緒に、よりよい町の未来のために頑張ってまいります。

以上、6期目の町政運営に当たる私のビジョンを申し上げます。

令和7年度予算につきましては、さきの3月議会定例会におきまして骨格予算といたしま

して議決をいただいておりますが、今議会に提出をさせていただきました補正予算案の内容とともに、令和7年度の特に主要な施策について、第5次蟹江町総合計画の分野別計画に掲げる5つの枠組みに沿って、ご説明を申し上げます。

まず、分野1、子育て・健康・福祉。「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、子育て包括支援事業につきましては、国が目指す「こどもまんなか社会」を当町において着実に実現するため、必要な取組を進めます。こども・若者を最優先に考え、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供してまいります。

「こども家庭センター」では、子育てや家庭の悩みに寄り添い、妊娠期から出産、そして子育てまで切れ目のない対応、そして支援を行うことで、安心してこどもを産み、そして育てられる環境を整備いたします。これにより、こどもの健やかな成長につなげてまいります。

さらに、出産後の育児不安や身体の不調を感じている母と子を支援する産後ケア事業を拡充をし、従来の宿泊型に加え、日帰り利用が可能な通所型や、助産師等が自宅を訪問する訪問型を導入いたします。これらの取組を通じて、母子の心と体のケアを充実させ、育児サポートを強化することで、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

2、保育、幼児教育、そして学童保育事業につきましては、多くの入所希望をいただいている3歳未満児の受入枠の拡大を目指し、蟹江保育所を乳児専門に受け入れる施設に改修してまいります。

また、共働き家庭の増加により需要が高まっている学童保育について、現在、公立5か所に加えて、民間施設2か所で実施をしております。このたび、新たに私立認定こども園の協力を得て1か所増設をし、これにより、増加をする利用児童の受け皿を確保し、児童の安全の確保と共働き家庭への支援に取り組んでまいります。

さらに、町立保育所における本格的なICT導入に向け、まずは1施設でモデル導入を開始いたします。ICT化を通じて、保護者との円滑な連携や保育士の業務負担の軽減を図るだけでなく、保護者にも安心感と利便性を提供し、保育の質の向上を目指してまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、少子高齢化、そして核家族化が進む現代社会において、高齢者が抱える課題は「社会的孤立」や「8050問題」をはじめ、年々複雑化、そして複合化しております。これらの課題に対応するためには、行政と地域社会全体が連携をし、迅速に対応することが不可欠です。その一環として、民生部の組織を再編し、高齢者福祉と社会福祉を包括的に取り組む「介護福祉課」を創設いたしました。これにより、相談体制をさらに強化をし、社会福祉協議会など関連機関と連携をし、困難を抱える家庭を社会全体で見守る体制を構築してまいります。

4、健康増進事業につきましては、こどもから高齢者まで、町民全員が健康で生きがいを

持ち、自分らしく心豊かに暮らせる環境を目指します。「第3次かにえ活き生きプラン21」では、「ささえあい、こころもからだも健やかに」を基本理念に掲げ、地域や町内事業者と連携をし、健康づくりに注力をしてまいります。この中で、特にキラッとかにえマイレージ事業を推進をし、若い世代の健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組める環境も整えてまいります。

次に、分野2、教育・文化。「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、GIGAスクール構想が第2期に差しかかっていることから、校務支援システムの関連機器を更新をし、学校業務のデジタル化を推進をいたします。さらに、導入から5年を迎えます、児童生徒のタブレット端末につきましては、効果的な更新を行えるよう、計画的に準備を進めるとともに、さらなるデジタル教育の質の向上を図るために、ネットワーク環境の評価及び分析を行うネットワークアセスメントを実施をしてまいります。

また、児童、生徒、保護者及び教職員が抱える諸問題について相談できるスクールソーシャルワーカーを1名増員をし、2名体制といたします。中学校区ごとに専任職員を配置をすることで、小学校から中学校の9年間で切れ目なく、必要な支援が行える体制を関係機関と連携しながら進めてまいります。さらには、中学校における不登校対応として、これまでの教育支援センター「あいりす」に加え、新たに中学校2校で「校内教育支援センター」を9月から設置をいたします。不登校の生徒が学校に復帰できる体制及び不登校の兆候が見られる早い段階において、生徒が学校内で安心して過ごせる体制を整えてまいります。

ハード面に関しては、老朽化が進む学校施設の改修や、中学校体育館に空調設備の設置を行うことで、児童生徒の学びを支える教育環境の整備が図られるとともに、災害時における避難所としても安心して利用できるよう努めてまいります。

また、全ての小中学校の照明器具を、長寿命かつ低消費電力のLED照明に切り替え、経費を節減するとともに環境への負荷を軽減してまいります。さらに、熱中症対策として令和6年度に試験導入をいたしました冷凍庫を、全ての小学校に配置をいたします。登校時に使用した冷却用具が下校時にも使用できるようにして、児童の登下校の安全を確保してまいります。

学校給食につきましては、物価高騰の影響により食材費が高騰していることから、1食70円の補助を継続するとともに、国の交付金を活用して1学期の給食費保護者負担金の半額補助を行うことによって、児童生徒に必要な栄養バランスの取れた給食提供に努めてまいります。

2、生涯学習事業につきましては、これまで行ってまいりました生涯学習まちづくり推進町民大会と文化祭とを融合し、性別や年齢の枠を超え、自己啓発に努める日々の成果が披露

できる場として、生涯学習フェスティバルを実施をまいります。

3、図書館事業につきましては、「第二次子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもたちが主体的に読書に取り組み、豊かな心を育むとともに、自ら考える力を身につけられるよう、読書環境のさらなる充実を図ってまいります。

4、生涯スポーツ事業につきましては、学校部活動の地域展開に取り組みます。休日における中学校部活動の地域展開を段階的に進めるため、剣道を実証事業の種目とし、部活動地域移行コーディネーターを配置をしながら、令和9年9月の本格始動を目指してまいります。

次に、分野3、環境・安全。「住み続けられる」安全・安心なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、地域環境の保全事業につきましては、近年の高齢化社会の進行に伴い、増加をいたしました火葬需要や生活衛生に対する町民ニーズにお応えをするため、老朽化が著しい本町斎苑を廃止をし、舟入斎苑の一本化に向けて舟入斎苑の改修工事を進め、環境や景観に配慮した施設として、令和8年中の供用開始を目指してまいります。

2、上水道事業につきましては、近鉄蟹江駅前線をはじめとする基幹管路及び避難所等の重要施設に係る管路の耐震化を促進するとともに、下水道の整備に併せ老朽化した配水管の布設替えを行います。

また、老朽化をしている水道施設についても、設備類の長寿命化を図りつつ、更新を進め、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

3、下水道事業につきましては、学戸新田処理分区の錦地区において面整備を行い、西之森処理分区において基幹管渠を整備をいたします。

また、令和6年度に面整備いたしました地区については、舗装復旧工事を行うとともに、西大海用処理分区における詳細設計を実施をいたします。

さらに、既設の管渠、マンホール等については、計画的に点検を行うことで、良好な下水道施設の維持管理に努めてまいります。

4、消防・救急事業につきましては、救急需要の増大を踏まえ、救急出動体制の充実と救命率向上を図るため、救急救命士の養成を進めます。

また、迅速な救急搬送を行うために、マイナンバーカードを活用した救急業務の実証事業を開始をいたします。健康保険証として利用登録をいたしましたマイナンバーカードを活用し、救急隊が傷病者の医療情報等を閲覧をし、搬送先医療機関の選定や適切な応急処置の実施、搬送先医療機関においては治療の事前準備に役立て、救急業務の円滑化を目指してまいります。

さらに、通信指令業務における災害対応能力の強化及び効率化を図るため、名古屋市を含む8消防局・本部で名古屋市防災指令センターの共同運用を開始をいたしました。今後は、令和11年度に更新をいたします消防救急デジタル無線設備の整備を進めてまいります。

5、防災・危機管理事業につきましては、組織内での防災力強化を図ることを目的とし、災害時に人や物などの資源が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行うための「業務継続計画」を過去の災害における課題を踏まえて改訂いたします。あわせて、外部からの応援を円滑に受け入れるための受援マニュアルの策定や、次世代高度情報通信ネットワークの整備など、他自治体との協力体制を整えることにより、大規模災害に備えた災害に強い組織と環境づくりの構築に取り組んでまいります。

また、令和6年能登半島地震でも大きな課題となりました災害時におけるトイレ問題の対策として、各避難所への携帯トイレの備蓄を拡充をいたします。あわせて、各町内会に対して携帯トイレの購入費の一部を補助することで、地域での備蓄も促進をしてまいります。

6、防犯事業につきましては、巧妙化する特殊詐欺の被害を防止する取組として、警察や地域、関係機関と協力をし、特殊詐欺の現状や手口、被害防止対策などを周知をするPRキャンペーンや出前講座などを実施をしてまいります。

次に、分野4、都市基盤・産業。「ちょうどいい」快適・便利なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、道路事業につきましては、「舗装及び橋梁個別施設計画」に基づき、予防保全の観点から、必要に応じた維持管理及び整備を実施をし、長寿命化を図ってまいります。

また、JR蟹江駅南側駅前広場及び都市計画道路南駅前線の早期整備の完了に向け、引き続き用地取得を進めてまいります。さらに、整備に当たり、消防署用地の一部が道路用地となることから、機能回復方法についての検討を進めてまいります。

2、市街地整備・住環境整備につきましては、近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業について、県へ組合設立認可を申請をし、許可後には組合の事業推進を支援をしてまいります。

3、公園・緑地・景観事業につきましては、「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化をいたしました都市公園施設の計画的な修繕を実施をしてまいります。

4、農業振興事業につきましては、農地中間管理機構による担い手への貸付制度により農地集約化を推進をし、優良農地の保全に努めてまいります。また、農業基盤施設であります排水機場や用排水路の管理主体であります土地改良区等に対し、維持管理の支援をしてまいります。

5、観光・シティプロモーション事業につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金、これは第2世代交付金ではありますが、を活用し、進めてまいりました3か年計画の最終年度でありますことから、さらなる「蟹江らしさ」を磨き、伸ばすための地方創生事業に取り組みます。具体的には、蟹江町出身の探偵小説家、小酒井不木の作品を映像化するショートムービー第6弾を制作するとともに、「るるぶ蟹江町」の冊子版を更新をし電子化することにより、当町の認知度向上を図りながら滞在促進事業を強化をし観光誘客に取り組めます。交流人口拡大や地域経済活性化に向けては、デジタル技術を活用しながら町民、事

業者、各種団体と連携をした魅力発信や周遊促進を図り、地域が一体となった観光づくりを進めてまいります。

次に、分野5、行財政・共生。「みんなで取り組む」元気なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、共生社会の推進事業につきましては、国際交流事業を推進いたします。令和7年3月にアメリカ合衆国イリノイ州マリオン市と姉妹都市提携を締結して15年を迎えました。10月にはマリオン市からの派遣団受入事業を実施をし、15年間の交流を共に祝う機会を創出し、両自治体の友好関係をより一層深めるとともに、未来の当町を担う国際性豊かな人材の育成に取り組んでまいります。

2、行財政運営事業につきましては、行政の効率化・高度化に取り組みます。複雑化・多様化する町民ニーズに的確に対応するとともに、一層きめ細やかな行政サービスを提供していくために、人事評価制度や研修の効果的な運用、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの改善、各種ハラスメント対策を通じて、職員の意欲・能力のさらなる向上を図り、効率的かつ効果的な組織体制を構築をしてまいります。

また、デジタル技術の活用によって一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰もが便利に暮らせる社会の実現に向け、令和7年度末が期限となります標準準拠システムへの移行を、円滑かつ安全に進めます。当町の税や戸籍など標準化対象となる基幹業務について、国の基準に適合した情報システムの運用に見直しを行うとともに、役場における各種手続の利便性向上や効率化を図ってまいります。

当町の財政状況は、財政健全化判断比率などの指標については良好な状態であると認識しております。しかしながら、生産年齢人口の減少に伴う税収の伸びの鈍化、そして社会保障経費や教育関連経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれるほか、物価高騰、そして人件費の増加等による経常経費の増大といった課題にも直面をしており、今後さらに厳しい財政状況が続くことが見込まれます。このような中、都市計画税を再導入をさせていただきましたが、この安定的な財源を有効かつ適正に活用させていただくとともに、業務の合理化、そして生産性の向上、確実な事業成果、経費の節減など、あらゆる改善を図りながら、安定的な行財政運営を目指してまいります。

以上、令和7年度の主要施策について、ご説明を申し上げます。

その他の事業につきましては、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第5次総合計画後期基本計画」を策定いたします。

本計画は、基本構想に基づき、前期基本計画の成果や課題、社会情勢の変化に対応しながら、当町の目指す将来像、「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江（まち）」の実現に向けて、今後5年間の施策の方向性を明らかにするものであります。住民意識調査等のアンケート調査の結果を踏まえ、町職員による策定会議や有識者による審議会の中で協議をこな

がら、計画策定に向けて取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解と、そしてご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、6期目の町政運営に臨む所信表明とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 伊藤俊一君

これで、所信表明は終わりました。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページのほうをお願いいたします。

専決年月日、令和7年5月12日。発生年月日、令和7年3月22日。発生場所、蟹江町大字蟹江新田字銭袋地内。

概要。職員が救急搬送からの帰署途中に、信号なし丁字路を直進していたところ、左折してきた相手方車両と接触し、物的損害を与えたものでございます。相手方、愛西市在住者1名。所属、消防署。損害賠償の額、2万4,509円でございます。

3ページは、発生場所の地図となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 報告第3号「令和6年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第3号「令和6年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

令和6年度蟹江町一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページのほうをお願いいたします。

令和6年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、会計管理事務費、翌年度繰越額487万9,600円。財源内訳は、一般財源となります。

内容といたしましては、システム標準化に関連して、領収済通知書が変更になることに伴い、総合収納システムの改修を行うものです。改修作業が令和7年7月までとなるため、予算を繰り越すものになります。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、低所得世帯支援給付金事業（非課税世帯・こども加算分）、翌年度繰越額1,375万円。財源内訳は、未収入特定財源となります。

内容といたしましては、低所得世帯支援給付金の給付手続が年度を超えたため、予算を繰り越すものとなります。翌年度繰越額の合計は、1,862万9,600円でございます。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、報告第3号「令和6年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第29号「蟹江町税条例等の一部改正について」。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例。

今回は、2条立ての一部改正条例でございます。

それでは、7ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備等の必要があるからである。

なお、8ページから19ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、20ページのほうをお願いいたします。

蟹江町税条例等の一部改正要点でございます。

第1条関係、蟹江町税条例の一部改正。

まず、総則でございます。

第20条、公示送達。第20条の3、納税証明事項。

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、規定の整備を行うものです。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から適用されます。

次に、町民税でございます。

第33条の2、所得控除。第35条の2、町民税の申告。第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書。第35条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書。

19歳以上23歳未満、大学生年代の子等に係る特定親族特別控除の創設に伴い、規定の整備を行うものです。表の網掛け部分が、住民税の控除額となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

この改正は、令和8年1月1日から適用されます。

次に、固定資産税でございます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。

地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うものです。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。

大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置（1年度限り・3分の1を減額）が令和9年3月31日まで2年延長されたことに併せて、マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても特例を適用できることとする規定を新設するとともに、条項の整理を行うものです。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

次に、軽自動車税でございます。

第75条、種別割の税率。第80条、種別割の減免。

原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る種別割の税率を2,000円とすることに伴い、規定の整備を行うものです。

表の網かけ部分が、今回追加となったものでございます。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

第81条、身体障害者等に対する種別割の減免。

マイナ免許証の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものです。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

次に、町たばこ税でございます。

附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例。

加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設するものです。

新換算方法等につきましては、表のようになりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

この改正は、令和8年4月1日から適用されます。

第2条関係。

蟹江町税条例の一部を改正する条例（令和6年蟹江町税条例第15号）の一部改正。

第33条の7、寄附金税額控除。

附則第2条、町民税に関する経過措置。

公益信託の見直しによる所得税法の改正に伴う規定の整備について、愛知県県税条例と同一の内容となるよう再度規定の整備を行うものです。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第30号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」。

蟹江町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町都市計画税条例の一部を改正する条例。

蟹江町都市計画税条例（令和6年蟹江町条例第16号）の一部を次のように改正する。

それでは下のほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い規定の整理の必要があるからである。

2ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いします。

蟹江町都市計画税条例の一部改正要点でございます。

附則第4項、法附則第15条第37項の条例で定める割合。附則第5項、法附則第15条第38項の条例で定める割合。附則第6項、法附則第15条第42項の条例で定める割合。附則第17項、地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うものです。

この改正は、令和7年4月1日から適用されます。

以上のとおり、提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それではよろしくお願いいたします。ご提案申し上げます。

議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページから3ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします
それでは、4ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第2条、課税額。

第2項。地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」を
「66万円」に変更。

第3項。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」を「26万円」に変更。

第24条、国民健康保険税の減額。

第1項、世帯の所得が一定金額以下で、国民健康保険税のうち均等割額及び平等割額が軽減対象となる世帯の基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」を「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」を「26万円」に変更。

同項第2号及び第3号。5割軽減判定基準額の加算額「29万5,000円」を「30万5,000円」に、2割軽減判定基準額の加算額「54万5,000円」を「56万円」に変更。

以下、詳細は表でまとめてございますので、後ほどご確認ください。

5ページをお願いいたします。

附則。第1項、施行日を公布の日からといたしました。

第2項、改正後の条例は、令和7年度の国民健康保険税から適用し、令和6年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしました。

以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、国保のほうの課税限度額の引上げと減額の改正なんですけれども、ちょっと確認というか、基礎課税額のほうが65万円から66万円で、後期のほうが24万円から26万円ということで、介護はとりあえず変更なしということで、トータル的に40歳以上から64歳までは介護加入ということで、この改定前が106万円で、全て合計するとですよ、今回これでいくと、109万円になるということですのでよろしいでしょうか。まず、その確認をお願いします。

○保険医療課長 山田尚徳君

そのとおりでございます。

○7番 板倉浩幸君

109万円ということで、令和6年度に完全に、3方式で資産割がなくなりました。まるっと今回限度額に影響して、昨年令和6年度令和7年度に国保の引上げはあったんですけれども、まるっと資産割がなくなるということは、所得だけで限度額がいつってしまうという認識でよろしいでしょうか。

○保険医療課長 山田尚徳君

所得のほうで、限度額に達するという形になります。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

資産割があったときには、資産があつて結構所得が少なくても限度額いつってしまった方も世帯もあるし、今回そういうことで、それでは資料請求的なことで、今回限度額と軽減でこれによって影響する、所得がどれだけで限度額に達しますよ、影響の額と影響世帯をお願いしたいと思います。また、限度額についてなんですけれども、毎年のように引き上げられてきていますので、この推移が分かりづらくて、過去何年まで出せるか分かりせんけれども、過去多分10年ぐらいは出せると思いますので、限度額の合計ですよ、推移も分かる表があったらお願いしたいと思います。

○保険医療課長 山田尚徳君

後ほど、委員会までに資料を提出させていただきます。

○議長 伊藤俊一君

よろしいですか。

○7番 板倉浩幸君

はい。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

議案第32号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について」。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正。

改正内容については、後ほど一部改正要点でご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、水道法施行令等の一部改正に伴い、必要があるからであります。

3ページから7ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正要点でございます。

(第1条関係)。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正。

第2条、布設工事監督者を配置する工事。

「法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の」を「法第3条第10号に規定する」に変更。

第3条、布設工事監督者の資格。

「次のとおり」を「水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5

条第1項に規定する資格」に変更。

第4条、水道技術管理者の資格。

「次のとおり」を「政令第7条第1項に規定する資格」に変更。

(第2条関係)

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(平成31年蟹江町条例第8号)の一部改正。

附則第2項を削り、第1項の項番号を削る。

附則、公布の日を施行日とした。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、上下水道次長兼水道課長、税務課長、保険医療課長の退席と、土木農政課長、教育課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。10時25分から再開をいたします。

(午前10時15分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第33号「学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 舘林久美君

それではお願いいたします。

議案第33号「学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事請負契約の締結について」。

令和7年5月16日指名競争入札に付した学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事について、

下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

- 1、契約の目的、学戸小学校管理棟屋上防水等改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金7,678万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金698万円。）
- 4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町西之森二丁目91番地、大藤建設株式会社蟹江支店、支店長、村山英敏。
- 5、支出科目、令和7年度、蟹江町一般会計、9款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費（正しくは「2項小学校費、1目小学校管理費」P27で訂正あり）、14節工事請負費です。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

1番の株式会社加藤建設から、10番の株式会社早川工務店までの10社でございます。

自己資本金、総合数値、格付を記載してございます。お目通しください。

続きまして3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定に基づく本工事の発注基準は、建設工事・等級B（2,000万円以上、1億円未満）相当工事である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第3項の規定に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和6・7年度蟹江町建設工事業者一覧（建築工事）より、上記2及び3の条件を満たす建築工事・等級Bの業者は、2社である。

5、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、蟹江町請負業者選定要領第3条第2項の規定に基づき、1段階上位の建築工事・等級Aの業者2社及び1段階下位の建築工事・等級Cの業者3社を追加した。

6、上記5の理由により、5社追加しても蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、海部津島地区に所在し、過去5か年の間に蟹江町が実施いたしました建築工事の入札に誠実に参加した等級Bの業者で工事総合評定値の上位3社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定した。

4 ページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

令和7年5月16日金曜日、9時20分に開札をさせていただきました。

事業内容といたしまして、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、一式となります。

予定価格、税抜きで7,678万円に対しまして、落札金額が税抜きで6,980万円で、大藤建設株式会社蟹江支店が落札いたしました。落札率につきましては、90.9%でございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○10番 吉田正昭君

10番 吉田です。

資料請求をお願いしたいと思います。先ほど建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式ということで、一式になっていますので、簡単でいいんですが、工事内容を示していただきたいことと、今現場の写真ですね、どのようなところを直すのかということと、あと図面等々がありましたらお願いしたいと思います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問がありました資料請求につきまして、また後日改めて提出させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今、吉田議員のほうから資料請求、一式ということで本当どこまでやる工事、結構かかるんですよ、7,600万円ということで。学戸小学校の屋上防水改修工事ということで、屋根の防水をする工事だと思うんですね、この事業名でいくと。ということは、やっぱり雨漏りがして発見できて、いつぐらいからのその辺の分かったのか、お願いしたいと思います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

雨漏りにつきましては、ここ5年ぐらい前ですかね、それぐらいから学校のほうから言われておりまして、現場のほう確認させていただきました。そうすると、屋上のほうでシート防水、防水のシートがほぼ剥がれている状態でしたので。ここも結構、築45年以上たっておりますので、そういった老朽化も踏まえて、ひさしの部分も爆裂しているような状態でしたので、改めて今回、出させていただきました。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

学戸小学校、多分、武藤議員のほうがよく現状分かっているかもしれませんが、雨漏りで結局、5年もほったらかしと言っていいのか、その辺、予算的なこともあったのかもしれませんが、やっぱり雨漏りというのは、ここの議場の防水も、もうしっかり止まったんですけれども、その辺の経過、多分小学校からもこれだけ漏るよとか、いろいろ話あったと思って……あったんですよねやはり。5年したその辺のいきさつをお願いしたいと思います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問について、ご説明させていただきます。

雨漏りにつきましては、現場のほうへ行かせていただきまして、原因がちょっと分からなかったというのもありまして、その時に業者さん呼んで、部分的に何回か工事をさせていただきましたが、やはり大まかに漏れるということでしたので、去年ぐらいから工事を計画を立てて今回に至りました。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、5年前に分かったんだけれども、いろいろここまでかからず修繕してきたんだけれども、やっぱり止まらないということですか。それで、本格的にやはりやったほうがいいと、ちょっとその辺お願いします。

○教育部次長 舘林久美君

雨漏りなんですけれども、雨漏りはその都度都度あったところで対応はスポットでさせていただいております。今回このような大規模になったというところには、雨漏り以外にも一つ原因がございまして、ひさしの部分に少し爆裂、亀裂が入ってコンクリート片が落ちてきてしまったということがありましたので、それと併せて今回工事をさせていただく運びとなりましたことを、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

年数5年かかってそこまでようやく、ひさしと言ったよね、それが分かって、もうちょっと早く対処できなかったのかなとどうしても思ってしまうんですよね。その辺をお願いします。

○教育部次長 舘林久美君

本当に利用される方々にはご心配をかけているところなんですけれども、このぐらいの大規模改修になりますと、やはりほかの改修工事と含めて優先順位を決めてさせていただいているところがございます。これまで蟹江町は、エアコンをさせていただきました。その次に、トイレの改修をさせていただきました。そこが一旦、一段落したところで、今回の運びとなったというところがございます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

うまい答弁されたけれども、空調もこれから小学校も入りながらということで、学戸小学校も結構45年で、ほかの小学校はこのようなことが現状ないということによろしいですか。

○教育課長 兼岩英樹君

校舎につきましては、やはり老朽化も進んでおりまして、多少止まったりもしているところもありますので、まだ今後、注視して考えていきたいと考えております。

○教育部次長 舘林久美君

議案の修正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

1 ページ目をお願いいたします。

5番目の支出科目になるんですけれども、今回小学校費の改修になりますので、3項中学校費、1目中学校管理費となっているんですけれども、こちら小学校の誤りとなります。

大変申し訳ありません。この場を借りて、おわび申し上げます。すみませんでした。（正しくは2項小学校費、1目小学校管理費）

○13番 安藤洋一君

13番 安藤です。

これは、人が乗ってもいいような強度で造るのか、それともそういうのは想定しない、雨漏りに特化した工事なのかを教えてください。というのは、万が一の緊急避難場所としても使うのかなと、そういう想定がしてあるかしていないかというところですね。それを教えてください。

○教育課長 兼岩英樹君

こちらにつきましては、双方対応できるように工事のほうはしてまいりたいと思います。耐震のほうはもう大丈夫だというふうに聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

（発言する声なし）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、精読としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第34号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

ご提案申し上げます。

議案第34号「町道路線の廃止について」。

道路法第10条第1項の規定により、下記のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

記としまして、整理番号7-1、路線名、須成東58号線、廃止する路線は、起点が蟹江町桜四丁目241番地先から、終点が蟹江町桜四丁目250番地先となります。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

町道路線の廃止略図でございます。

今回廃止する部分が、赤色の実線部分でございます。延長58.1メートル、幅員が1.5メートルでございます。

以上、ご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

後からの議案も一部廃止があるんですけれども、幅員が1.5メートルは車が入れるわけではなくて、そもそも、これ町道だったというのも知らなかったけれども、町道を廃止するという目的、どういう場合に廃止を、今までも廃止があるんだけれども、どういう場合に廃止をしていくのか、お願いしたいと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

ではお答えさせていただきます。

こちらの路線につきましては、まず廃止についていいますと、行き止まり道路ということもありまして、実際、一般交通のように供する必要がなくなったと認められるところが廃止ということになっていきます。そんな中で、こちらに関しては、この後に払下げとか用地の整理をしていこうということがございますので、今回廃止という議案を出させていただいたということになります。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ちょっと分かりにくい。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では私のほうからも、改めて説明をさせていただきます。

町が管理する町道の中には、過去には田んぼなどの耕作なんかに使っていました狭いあぜ道などもございまして、そういうものが過去に町道として認定をされて、町として道路として管理を続けていたような道路も多々ございます。そのような道路が、周辺の開発状況などにより、近年の、道路としての必要性がなくなってきたものについては、近隣に隣接する方々の土地利用の状況に合わせまして、要望があれば活用していただくということで道路認定を外して、その方の土地として払下げをさせていただいております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そうすると、町道を外して、あとはその地域の方でうまく活用できるようにということだけれども、では管理的なことはどうしていくんですか。もう町道ではないから管理しなくてもいいと思うんだけど、うまいこと使えればいいと思うし、その辺の町内会とのその辺のやり取りはどんなふうに進めていくんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

まず町道を廃止するには、ある程度、担保性が必要でございまして、一般の方にやっぱり土地を譲り渡すというのが前提でございますので、町としての管理はそこでなくなります。後はもう一般の方が自分の土地として、ちゃんと管理をしていただくかということになります。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

よろしいですか。

○7番 板倉浩幸君

はい。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第35号「町道路線の一部廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第35号「町道路線の一部廃止について」。

道路法第10条第1項の規定により、下記のとおり町道路線の一部を廃止するものとする。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、整理番号が7-2となります。路線名、今川東8号線。

一部廃止する部分としましては、起点、蟹江町大字今字二之坪49番地1地先から、終点が蟹江町今本町通67番地先の区間でございます。

重要な経過地としましては、県道境政成新田蟹江線でございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

町道路線の一部廃止略図でございます。

今回廃止する部分が、赤色の実線部分でございます。延長が101.8メートル、幅員が1.8メートルから5.0メートルでございます。一部廃止後の路線としましては、赤色の点線の部分になりまして、延長が92.5メートル、幅員が0.7から2.5メートルとなります。

以上、ご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、上下水道部長、消防長、教育課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、健康推進課長、政策推進課長、こども福祉課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

○議長 伊藤俊一君

日程第13 議案第36号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第36号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,068万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億4,926万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、4ページのほうをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

追加分といたしまして、事項は、大辻跨線橋撤去事業、期間は令和8年度、限度額は2億1,924万9,000円。

これは、令和8年度の大辻跨線橋撤去事業に係るJRへの委託料及び負担金を、債務負担行為として計上するものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正。

追加分といたしまして、保健センター照明器具LED化改修事業から蟹江保育所改修事業まで8事業ございまして、限度額は合計で1億8,260万円でございます。各事業の限度額、起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページにまいりまして、変更分といたしまして、南駅前線整備事業の限度額を1,670万円の減額補正をさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、骨格予算として計上いたしました当初予算に加えまして、

新規事業を中心に必要事業の経費を計上させていただくものでございます。

今回、項目が数多くございますので、主な部分についてご説明させていただきます。

それでは、歳入予算でございます。

15款国庫支出金が、638万5,000円の増額補正でございます。

主なものとしましては、15款2項5目土木費国庫補助金。補正額が445万円の減額補正でございます。内訳といたしましては、橋梁修繕整備事業補助金2,970万円、南駅前線整備事業補助金マイナス6,435万円、公園施設長寿命化対策支援事業補助金2,750万円などとなります。

続きまして、16款県支出金が427万3,000円の増額補正でございます。

主なものとしましては、16款4項2目土木費交付金、補正額が279万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金として、温泉通り線の街路樹植栽工事などに充当するものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金が9,500万円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、大辻跨線橋撤去工事階段部へ充当するものでございます。

20款1項1目繰越金が、6,866万4,000円の増額補正でございます。こちらは、前年度繰越金となります。

21款諸収入、5項3目雑入が46万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、地域福祉計画策定負担金となります。

22款町債が1億6,590万円の増額補正でございます。主なものとしましては、22款1項4目土木債、補正額が1億3,630万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、町道温泉通り線歩道改良事業債4,500万円、霞切橋改修事業債3,170万円、公園施設長寿命化対策改修事業債5,320万円などとなります。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、12ページ、13ページのほうをお願いいたします。

歳出予算でございます。

まず、2款総務費でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が1,515万2,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、住民情報管理事業として住民記録業務委託料が550万円。これは、マイナンバーカード管理システム導入業務委託などとなります。また、障害者支援業務委託料が840万1,000円。これは、福祉医療システム改修業務委託などとなります。

続きまして、3款民生費でございます。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費が136万2,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、社会福祉管理費として昨年度から2年目となります地域福祉計画策定委託料

が93万3,000円、また国民健康保険操出事業として、国民健康保険事業特別会計操出金が42万9,000円となります。

次に、2項児童福祉費、4目保育所費が1,026万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、保育所運営費が32万5,000円。これは、令和7年10月から登降園管理や午睡チェックに係るICT機器を試験的に新蟹江北保育所へ導入するものとなります。また、保育所施設整備事業が994万円。これは、令和9年度から蟹江保育所を乳児専門の保育所とするため、施設改修工事を施工するための設計業務を実施するものでございます。

続きまして、4款衛生費でございます。

1項保健衛生費、2目予防費が5万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、予防接種事業（成人）が5万5,000円。これは、パートタイム会計年度任用職員報酬となります。

次に、3目保健事業費が348万9,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、健康診査事業が348万9,000円。こちらも、パートタイム会計年度任用職員報酬となります。

次に、8目保健センター費が2,308万9,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、保健センター管理費として監理委託料が95万7,000円、保健センター改修工事が2,213万2,000円でございます。内訳といたしましては、保健センター照明器具LED化改修事業が1,974万円、保健センター屋上防水改修事業が334万9,000円となります。

次に、2項清掃費、1目ごみ処理費が40万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、ごみ処理管理費として一般ごみ収容施設設置事業補助金が40万円となります。

続きまして、7款土木費でございます。2項道路橋梁費、1目維持修繕費が2,000万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、道路維持管理事業が2,000万円となります。これは、幹線道路である町道光西9号線の舗装整備となります。

次に、2目道路新設改良費が4,500万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、道路新設改良事業が4,500万円となります。これは、町道温泉通り線の歩道インターロッキングや、歩車道境界ブロック、側溝などを改修するものでございます。

次に、3目橋梁維持費が1億7,050万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、橋梁維持事業が1億7,050万円となります。これは主に、霞切橋修繕補強工事6,000万円、大辻跨線橋撤去工事階段部9,500万円などとなります。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費が30万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、民間木造住宅耐震診断・改修費補助事業が30万円となります。これは、令和7年度から耐震改修に係る国庫補助及び県費補助の上限額が引き上げられたことに伴う、歳入歳出の調整となります。

次に、3目街路事業費が5,937万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、街路植樹帯維持管理事業が1,166万円となります。これは、温泉通り線等における植樹・伐

根に関する経費となります。また、南駅前線整備事業の土地購入費がマイナス8,709万3,000円となります。これは、当初予算で計上しておりました土地購入費について、社会資本整備総合交付金の内示額に応じて土地取得特別会計からの買戻し額を減額したものでございます。

次に、4目都市下水路費が1,000万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、都市下水路整備事業が1,000万円となります。これは、舟入7号水路に係るものとなります。

次に、5目公園費が9,720万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、公園緑地維持管理費が9,720万8,000円となります。これは主に、源氏泉緑地護岸改修工事9,300万円などとなります。

続きまして、9款教育費でございます。

3項中学校費、1目中学校管理費が283万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、まち・ひと・しごと創生事業(中学校補助教員の充実事業)が283万5,000円となります。これは、令和7年9月から中学校2校に校内教育支援センター支援員としてスクールサポーターを1名ずつ配置するものでございます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費が40万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、生涯学習推進事業が40万7,000円となります。これは主に、学校部活動地域移行指導者謝礼などでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○2番 多田陽子君

2番 多田陽子です。

7款の土木費についてお尋ねします。

温泉通りの事業についてなんですけれども、住民が気になるところといえば、やはり桜の木が切られてしまったこと、また歩道がその桜の根っこのせいでがたがたになっていることだと思うんですけれども、こういったところがどのように対応される予定なのかを教えてください。また、場所についても具体的にどこなのかを教えてくださいたいです。

○土木農政課長 東方俊樹君

ではご質問にお答えさせていただきます。

温泉通り線に関しまして、今インターロッキングががたがたになっているとかいうところがございます。こちら、桜の木が原因ということになるかと思いますが、こういったインターロッキングに関しましては、舗装アスファルトに変えながら、凸凹がないような形にしていきたいというふうに思っています。あと、まちづくりさんのほうの予算でもございましたが、桜に関しましても植え替え等行いながら景観整備を行っていきたいというふうに考えております。

場所につきましては、こちらのピアゴから足湯とかそういった通りの部分になるんですが、そちらを4ブロックに分けまして、4年間かけて整備をしていきたいというような形で思っております。今年度に関しましては、ピアゴ側のもう少し東側の尾張温泉かにかえ病院の交差点までの約360メートルほどの延長を考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

ということは、今後、今年度含めて3年間は同じような金額が通りに対してかかっていくという解釈でよろしいでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

延長にもよりますが、同じような金額が4年間かかってくるということで考えております。以上です。

○2番 多田陽子君

あと、歩道ががたがたになる件については、もう少し詳しくお聞きしたいんですけども、では今までどうしてがたがたになってきたのかな、何が違ってがたがたにならなくなるのかなということも教えてください。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、歩道ががたがたになる原因としましては、やはり桜の木の根っこが伸びまして、その影響でインターロッキングが外れたりとか、そういうことでがたがたになっている状況でございます。

今回、そのようなことがないように、抜本的に改修するために、なかなか根が張りにくい桜の品種に変えたりとか、あとは街路樹の植栽のところを桜の根が外に出ないように状況になるような工法がございますので、新たな工法を取り入れながら、そういうのに対処したような工事をしていこうと今、考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、補正予算ということで、当初予算を含めた町長の所信表明の中にも入った事業が多くあります。代表質問も私もやりますけれども、今後発生してくる土木費の関係で、今回、霞切橋の補修工事等も入っていますし。ちょっと教えていただきたいのが、今回霞切橋の事業で、先ほど6,000万円ということだったんですけども、国庫補助金の関係、地方債も利用しますよね、3,170万円。その辺の内訳等が……なぜ聞くかということ、今後まだまだ令和7年度で補正でこの橋をやって、またこれからもあると思うんですよね。補助率の関係がいまいち分からないので、その辺の補助率の関係、地方債の振分けをお願いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では霞切橋の件でお答えをさせていただきます。

こちら6,000万円の工事費として上げさせていただいている中で、社会資本整備総合交付金というのを活用して、工事を行っていくところでございますが、こちら原則は、事業費に対しては55%を見てもらえるという中身なんですけど、ただし満額つくことがなかなか難しいところで、今回は6,000万円に対する55%に調整率がかかって2,475万円の補助を見ているところと、あと事業債としましては、先ほどお話ありましたが、3,170万円というところで、内訳となっているところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

国庫の補助金の関係が最大55%、その辺が、ではどうして55%もらえなかったのという関係もあると思うんだけど、なるべく国の、町道の橋ですので町でやっていかないといかんということで、国の補助もやっぱりうまく活用、もっと出せるように、頑張ってくださいということしか言えないと思うんですけども、その辺を町長、どう思いますか。答えられたらお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問に的確な答えになるかどうか分かりませんが、代表質問でまたお答えをさせていただくつもりでいたんですけども、橋梁ばかりではなくて、長寿命化計画もこれからどんどん進めていかなければいけないし、社資本が55%、我々も、前はそうではなかったんですよ、実際その額等の、交流センターを造ったときの補助率はもうちょっとよかったんですよ、年々やはり下がってきているというのは現実であります。理由はよく分かりませんが、町長として一生懸命、補助率アップのために頑張ってやってまいっているつもりであります。

ただ、先ほどの校舎の問題だとか、それからほかの自治体もいろいろな問題を抱えていると思いますけれども、特にこれからは、例えば南海トラフの何とか補助金が使えたり、いろいろなメニューがたくさんあるわけで、我々としては適確なメニューを見つけつつ、それぞれの省庁にお願いに行くということは、これからも強めてやってまいりたいと思いますし、議員各位におかれましても、そういう情報があれば教えていただければありがたいと思います。

ただ、優先順位の高い順番だけは、しっかりと守っていかないと、先ほどの学校のような質問になってしまいますし、エアコンの今回の中学校の2つについても、ご提案をさせていただいております。補助率についても、多々いろいろなご意見あると思いますけれども、しっかりと蟹江町の財政状況を見ながら、皆さんにまたご相談を申し上げたいなと、こういうように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読とされました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、健康推進課長、政策推進課長、こども福祉課長の退席と、上下水道部長、消防長、保険医療課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前11時13分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

○議長 伊藤俊一君

日程第14 議案第37号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第37号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和7年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億94万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額42万9,000円でございます。事務費等繰入金でございます。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額42万9,000円。説明といたしまして、電子計算管理事務費、国保システムプログラム使用料でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7 番 板倉浩幸君

7 番 板倉です。

42万9,000円ということで、今回、今部長のほうから説明があったとおり、システムプログラム使用料なんですけれども、この内容がこれでは分かりませんので、内容をお願いしたいと思います。

○保険医療課長 山田尚徳君

お答えさせていただきます。

こちらのシステムのプログラムなんですけれども、資格管理、賦課などを行う国民健康保険のプログラムになります。

以上です。

○7 番 板倉浩幸君

先ほど、条例でも国保の条例であった限度額等とか軽減の関係ということですか。ちょっと今分かりにくい答弁だったので、お願いします。

○保険医療課長 山田尚徳君

こちらのほうなんですけれども、当初予算で予算を組むはずだったんですけれども、一部計上漏れがありまして、予算を計上させていただきました。大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○民生部長 不破生美君

システムの内容という形で、お問合せいただいているかなと思いますので、そちらについてお答えさせていただきます。

国保とかいろいろな制度があるんですけれども、国保全般のシステムですね、例えば先ほど課長が申し上げましたように、資格管理であったり、それから賦課、徴収、いろいろな国保に関する制度を網羅するシステム、それは住基システムとはまた別に、国保だけを管理するシステムというものがございます。そちらのシステムのプログラム使用料という形になってございます。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第15 議案第38号「令和7年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第38号「令和7年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」。

令和7年度蟹江町の土地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,709万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,442万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、一般会計補正予算の7款土木費の南駅前線整備事業の土地購入費と関連するものになります。

内容としましては、社会資本整備総合交付金の内示額に応じて土地取得特別会計から一般会計への買戻し額を減額したことに伴い、当初予算で計上しておりました土地売払い収入等についても減額するものでございます。

それでは、歳入予算でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入、1目土地売払収入、補正額が8,709万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、土地売払代金8,709万3,000円の減額となります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

3款諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金。補正額は8,709万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、土地開発基金償還金8,709万3,000円の減額となります。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前11時23分)